

# ○国立大学法人筑波技術大学情報システム非常時行動計画に関する規程

平成 21 年 3 月 18 日  
規 程 第 9 号

最終改正 平成 29 年 3 月 14 日規程第 17 号

## 国立大学法人筑波技術大学情報システム非常時行動計画に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学情報システムの運用において非常事態が発生した場合の行動を非常時行動計画として事前に定め、早期発見・早期対応により、事件・事故の影響を最小限に抑え、早急な情報システムの復旧と再発防止に努めるために必要な措置を講じることを定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 運用基本方針 本学が定める国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本方針（平成 20 年 2 月 29 日制定）をいう。
- (2) 運用基本規程 本学が定める国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本規程（平成 20 年規程第 2 号）をいう。
- (3) 非常事態 本学情報システムの運用に関するインシデントのうち特に緊急性を要するものをいう。
- (4) その他の用語の定義は、運用基本方針及び運用基本規程で定めるところによる。

### (非常事態の報告)

第 3 条 全学実施責任者は、インシデントについての報告又は通報を学内又は学外から受け付け、迅速に情報を集約する手段を整備し、周知・公表する。

2 全学実施責任者は、報告又は通報を受けたインシデントのうち、非常事態の発生又はそのおそれがある場合には、全学総括責任者へ報告し、非常時対策本部の設置を提案する。

### (非常時対策本部)

第 4 条 全学総括責任者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれが特に高いと認められる場合には、被害の拡大防止、被害からの早急な復旧その他非常事態の対策等を実施するために非常時対策本部を設置する。

2 非常時対策本部は次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 全学総括責任者
- (2) 全学実施責任者
- (3) 関連する部局情報システムの部局総括責任者

3 全学総括責任者は、非常時対策本部の本部長となる。

4 全学総括責任者が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことが

できる。

(非常時連絡網)

第5条 非常時対策本部には、緊急連絡及び情報共有等を行うために全学実施責任者が担当する非常時連絡窓口を設置し、関係者に周知徹底する。

2 非常時連絡窓口は、非常時対策本部長の指示に基づき、通報者や捜査当局、クレームの相手方、報道関係者等、外部との対応を直接又は広報窓口を通じて行う。

3 非常時連絡窓口は、非常時対策本部長の指示に基づき、学内関係者からの情報の受付及び収集、被害拡大防止又は復旧のための緊急対策等の伝達を直接行う。

4 全学実施責任者は、非常時連絡窓口を中心とする非常時連絡網を整備する。

5 非常時連絡網の連絡先には、非常時対策本部委員の他、全学情報システムについては情報処理通信センター及び企画課、部局情報システムについては部局技術責任者及び部局技術担当者、その他必要に応じて法律専門家又は広報部門を設定する。

(インシデント対応手順)

第6条 具体的なインシデント対応は、別途定める「インシデント対応手順」に基づき対処する。

2 非常事態においては、非常時対策本部の指示がインシデント対応手順に優先する。

(再発防止策の検討)

第7条 全学総括責任者は、非常事態への対応が終了した場合には、非常時対策本部から全学情報システム運用委員会への報告書の提出をもって、非常時対策本部を解散する。

2 全学総括責任者は、報告書をもとに再発防止策の実施を図る。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。